

令和5年度第2回タウンミーティング質疑等の要約

令和5年7月21日（金）東地区コミュニティセンターにて第2回タウンミーティングを開催しました。いただきました御質問・御要望等について、以下のとおり報告します。

なお、第1回タウンミーティングで寄せられた質疑等の要約については、8月発行のお知らせかわみなみにて配布していますので、御確認ください。

タウンミーティングは、月1回を目途に、各地区を回りながら開催する予定です。日程・場所等については、防災無線等にてお知らせします。多くの方の参加をお待ちしています。

1 町長、財政課長による令和5年度予算説明及び議会報告に対する質疑

Q1	中学校の統合に関する今後のスケジュール案は。
A1	今後のスケジュールについては慎重に考えていく必要がある。まずはソフト面の充実を図っていきたい。
Q2	町が行った公共施設の耐震診断の結果、数年後に見直しが必要とするものもあったと記憶している。そのような施設の取扱いは。
A2	確認し、追って回答する。 町が所有する建築物については、耐震診断・改修まで完了。「川南町建築物耐震改修促進計画」自体が原則5年ごとに検証することになっている。

2 質疑・要望等

1	こども基本法に基づき、こどもの意見を聴く機会を設けることを要望する（要望書提出）。
回答	こども基本法第2条第2項におけるこども施策には、様々な取組と一体的に行われる教育施策も含まれるため、御要望にあるように御意見をお伺いする機会を設ける。また、こども基本法第11条にあるように、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、お伺いした御意見を反映させるために必要な措置を講じる。
2	アース製薬との連携協定に基づく臭気対策の実証実験の進捗状況は。
回答	確認し、回答する。 環境課より、電話にて状況を説明。6月末に行った試験のデータを現在分析中。分析結果は、8月上旬に示される予定。商品開発等に係るため、分析結果の全てが一般に公開されるものではないことを説明し、応援の御言葉をいただいた。
3	生涯学習センター玄関に置いてある壺は。
回答	確認し、回答する。 川南町立公民館を解体する際に生涯学習センターの運ばれてきたとのこと。醤油の壺。今後は、生涯学習センター玄関の屋根の下に移動し、説明書きを添えて展示。子どもたちが3階の民具室を見学する際に壺を紹介する。
4	東地区に遊具のある公園整備を。
回答	現状を確認し、回答する。

	東地区運動公園の草刈等の管理は教育課で行っている。現在、遊具は設置されていない。現在の公園敷地の利用を確認して設置のスペースが確保できるか確認が必要である。また、設置が可能である場合は、どのような遊具を設置するのか要望を伺う必要もある。
5	鳥獣害被害に対する補助は。
回答	担当課より、回答する。 産業推進課より、町単独事業で防護柵設置費用の1/3（上限10万円）の補助があること、及び国の事業を活用し掛迫地区にワイヤーメッシュ柵を設置することを説明し、納得いただいた。町の事業については共有を図ってくださるとのこと。
6	タウンミーティングに課長の出席をお願いしたい。
回答	課長の同席は考えていない。できるだけ速やかに回答させる。

※このほかにも御意見等をいただきましたが、プライバシーに関わるもの等は、個別対応とさせていただきます掲載しておりません。

3 地方自治法第88条に関する解釈について

第1回及び第2回にて、参加者より地方自治法第88条に基づく地方公共団体の長の持つ権限についての発言がありました。このことについて、町としての見解をお示しします。

第八十八条 第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長又は第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十六条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これを行うことができない。

① 第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求は、その就職の日から六箇月間及び同条第三項の規定による議会の議決の日から六箇月間は、これを行うことができない。

以上のように、当該条文は、副知事、副市長村長等の解職請求に係る規定で、その請求を行える期日について定められています。なお、地方公共団体の長に対する解職請求については、第81条に手順について、第84条に解職請求を行える期日について定められています。

また、町長の持つ権限については選挙公約に掲げた内容でも議会の議決を要するものもあるように、発言者の仰っていたような絶対的な権限は与えられていません。

このタウンミーティングの趣旨は、町政運営について報告するとともに、多くの意見をいただき、町政運営に反映していくことにありますので、御自身のお考えを述べていただくにあたり、なんら制限を設けるものではありません。しかし、勘違いによる誘導、高圧的な言動等により、このタウンミーティングの趣旨が達成されなくなってしまうことは、本意ではありません。

多くの方が発言しやすい場となるよう、以上の点を御理解のうえ、御協力いただきますようお願いいたします。